

2021年8月11日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による 災害の被害を受けられた方々への視聴料等の免除について

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害により被災された皆さまには
謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる76社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野直路）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：米倉英一）は、台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害により、8月10日に災害救助法が適用された下記の青森県の3市町村において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【青森県】

むつ市（むつし）
上北郡七戸町（かみきたぐんしちのへまち）
下北郡風間浦村（しもきたぐんかざまうらむら）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル
TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上